

I 法律・基準

Q001 残留農薬のリスク管理に関わる法律や基準にはどのようなものがありますか。

残留農薬のリスク管理に関わる主な法律として「食品安全基本法」や「農薬取締法」、「食品衛生法」があります。

食品安全基本法に基づき、消費者庁から食品安全委員会に残留農薬の食品を通じて人の健康への影響の評価（食品健康影響評価）について諮問されます。食品安全委員会では様々な毒性試験など科学的根拠に基づき評価し、「許容一日摂取量（ADI）」や「急性参照用量（ARfD）」を設定します。そして、これらの量を超えないように、農薬の使用方法に関しては農林水産省が農薬取締法で、食品の基準に関しては消費者庁が食品衛生法で定めて規制しています。なお、食品衛生基準行政は、2024年4月1日に厚生労働省から消費者庁に移管されました。

農薬のリスク管理のための重要な基準として「農薬登録基準」と「残留農薬基準」があります。

我が国では、農薬取締法に基づき、登録されていない農薬は販売、使用などができません（Q002 参照）。「農薬登録基準」は農薬取締法第4条に規定されており、農薬の登録を拒否することができる基準となります。ヒトの健康保護と環境保全の観点から、使用者や家畜への被害防止、農作物への残留性及びその飼料への利用による家畜への残留性、土壌への残留性、生活環境動植物への被害防止、水質汚濁性に係る登録基準があり、基準を超える場合、農薬の登録が拒否される、すなわち登録されないということになります。

「残留農薬基準」は、食品衛生法第11条に規定されている食品や添加物等の規格基準として設定される食品中に許容される残留農薬量です（Q004 参照）。残留農薬基準は、毎日の食生活の中で農薬の摂取量がADIとARfDに収まるように、食品ごとに定められます。この残留基準を超えて農薬を含有する食品は、回収・廃棄されるなどの措置が執られます（Q009 参照）。

その他にも、環境中の残留農薬を監視する法律として、環境基本法や土壌汚染防止法などがあります。

～用語解説～

○ 許容一日摂取量（一日摂取許容量、ADI：Acceptable Daily Intake）

ヒトがある物質を一生涯にわたって毎日摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量のこと、体重1kg当たりの摂取量で示されます。

○ 急性参照用量（ARfD：Acute Reference Dose）

ヒトがある物質を24時間又はそれより短時間の経口摂取で健康に悪影響を示さないと推定される体重1kg当りの摂取量のことです。